

「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書」のうち  
社会保険庁が社会保険事務所に対して措置した事項

指摘された事項	措置した主な事項
<p><b><u>年金記録問題の被害者の救済</u></b></p> <p>《具体的な指摘事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不適正な遡及訂正が行われたことにより被害を受けている従業員等について、職権訂正等により、早急に記録を回復すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次の申立てについて、総務省年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階で年金記録を回復するための具体的な基準を設定             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 勤務していた事業所の全喪日以降に、標準報酬等の遡及訂正処理が行われていたとの申立てであって、従業員であったことが確認できる等の条件を満たすもの(平成20年12月)</li> <li>② 標準報酬の不適正な遡及訂正処理の可能性の高い6.9万件に係る申立てであって、従業員等であったことが確認できる等の条件を満たすもの(平成21年5月、同年12月にさらに拡充)</li> <li>③ 国民年金に係る申立てであって、申立期間2年以内で申立期間以外に未納がない等の条件を満たすもの(平成21年12月)</li> <li>④ 脱退手当金に係る申立てであって、婚姻後6ヶ月を超えて支給決定されているにもかかわらず、被保険者名簿等には、旧姓表示のままとなっている等の条件を満たすもの(平成21年12月)</li> </ol> </li> <li>■ 大臣直属の年金記録回復委員会(委員長 磯村元史 函館大学客員教授)において、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案の事例分析等を通じて、さらなる被害者救済のための施策を検討中</li> </ul>

指摘された事項	措置した主な事項
<p><b>業務運営の管理・監督</b></p> <p>《具体的な指摘内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会保険庁は、国民の信頼を裏切らないよう細心の注意を払いながら、透明かつ正確に記録を管理するとともに、いかなる時代の、いかなる場所においても、全ての国民が公平に取り扱われるように、ルールに従った統一的な業務運営に努めることが求められる。</li> <li>● 収納率を維持することへのプレッシャーを強めただけで、かえって不正を助長させたと言える。</li> <li>● 標準報酬月額を決定する際に基準とすべき「役員報酬」の意義を明確にしたうえで、周知徹底を図ること。</li> </ul>	<p><b>1. 標準報酬等の不適正な遡及訂正の再発防止の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再発防止を図るための取扱通知を平成21年3月に発出 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 60日以上遡及した資格喪失届、被保険者標準報酬月額変更届等が提出された場合には、賃金台帳、出勤簿等により、その事実を確認することを徹底</li> <li>② 標準報酬が5等級以上引き下げられた被保険者標準報酬月額変更届について、賃金台帳、出勤簿の添付を求め、その事実を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 役員の場合には、取締役会議事録の添付を求め確認</li> </ul> </li> <li>③ 6ヶ月以上遡及して資格喪失届等の届出がなされた事業所に対し、事業所調査を実施</li> </ul> </li> <li>■ 役員の標準報酬を引き下げの場合の添付書類を明確化した通知を平成21年11月に発出 <p>中小零細事業所等の実態を踏まえ、標準報酬を5等級以上引き下げの場合の添付書類を上記②の取締役会議事録のほか、代表取締役等による報酬決定通知書、役員間の報酬協議書、債権放棄を証する書類等を追加するとともに、所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の添付を求め、その事実を確認</p> </li> </ul> <p><b>2. 事業目標の設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本年金機構の中期計画においては、機構全体及び年金事務所ごとに行動計画を策定し、当該計画に基づき着実に事業を推進</li> </ul> <p>(参考)中期計画 ～厚生年金の徴収業務～</p> <p>年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、毎事業年度、取り組みに係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分を確実に実施する。</p>

指摘された事項	措置した主な事項
	<p><b>3. 適用・徴収業務の体制の充実</b></p> <p>■ 適用事業所に対する調査等を計画的に実施するとともに保険料を滞納する事業所に対して適切な対応を行うため、平成22年度予算案において、日本年金機構の人員数を大幅に増員  (正規職員又は准職員を日本年金機構発足時と比較して約1,900人、社会保険庁当時の昨年4月と比較して約2,300人増員)</p>
<p><b><u>標準報酬の不適正な遡及訂正処理に関与した職員に対する調査</u></b></p> <p>《具体的な指摘内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、個別事案に関係した職員の処分に向けて社会保険庁自身が内部調査を行う場合には、本報告で指摘した内容を踏まえ、より網羅的で深度のある調査が実施されることを期待する。</li> </ul>	<p>■ 標準報酬の不適正な遡及訂正処理の可能性のある6.9万件のうち年金受給者約2万件の調査</p> <p>(1) 平成20年10月から戸別訪問調査を実施し、入院・施設入所中の方で家族との面談も困難であるなど訪問することが困難な事例を除き平成21年3月までに概ね終了し、それに基づき更に調査を進め、処分すべき職員に対して処分を行った。</p> <p>(2) 戸別訪問調査の結果、平成21年3月末時点で、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を窺わせるような内容の回答を1,335件確認</p> <p>(3) (2)の1,335件について、社会保険庁長官が民間の第三者に委嘱した調査スタッフ、本庁職員において関係職員に対する調査を行い、その調査結果を平成21年9月4日、12月28日に公表するとともに、不適正な遡及訂正処理に関与した元課長2名(1名は既に退職しており処分できない。)を処分</p> <p>(4) また、事業主の具体的な証言のある事案については、調査結果を平成21年7月31日に公表するとともに、不適正な遡及訂正処理に関与した元徴収課係長、元徴収課係員を処分</p>